

◎ 国立研究開発法人情報通信研究機構民間基盤型委託研究実施細則

(平成20年2月14日 07細則第10号)

改正 平成27年5月8日 15細則第1号

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 研究の公募 (第3条―第5条)

第3章 研究の評価 (第6条―第14条)

第4章 評価結果の公表等 (第15条―第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人情報通信研究機構委託研究規程第17条により定めるもので、独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第52条の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う業務方法書第15条第2項に規定する基盤技術研究の委託に関する業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）及び業務方法書において使用する用語の例による。

第2章 研究の公募

(研究の公募)

第3条 機構は、基盤技術研究のうち、民間のみでは実施が困難なリスクの高い研究開発であり、電気通信業及び放送業の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術に関する研究開発課題をこの細則に係る公募の対象とする。ただし、次のいずれかに該当する研究開発課題は対象としない。

- 1 研究段階として、純粋基礎研究の段階の研究開発課題
- 2 国等の公的機関から助成若しくは委託を既に受けている又は今後受けることが予定されている研究開発内容と実質的に同等若しくは重複する研究開発課題

- 3 提案者と別の機関が既に国費により取り組んでいるテーマと実質的に同等又は重複する研究開発課題
- 4 研究開発期間が2年を超える研究開発課題
- 5 機構の委託費の総額が4億円を超える研究開発課題

二 公募に係る庶務は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学並びに関連する学部等の組織及び施設（以下「大学等」という。）への外部委託によることができる。この場合において、委託先の決定は、公募によるものとする。

（応募の資格）

第4条 前条の研究開発課題の提案者は、次の各号の条件を満たす企業等で、受託を希望するもの（但し、国公立機関、特殊法人、独立行政法人等の政府等機関及び私立大学等の学校法人を除く。）とする。

- 1 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究開発実績を有する人員により、当該委託業務を遂行するために必要な研究開発体制を有していること。
- 2 資金等について十分な管理能力を有していること。
- 3 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- 4 収益を得るための事業化体制が整備されていること。
- 5 研究開発成果を利活用した事業化の可能性が見込まれ、その事業の実施により収益が見込まれるものであること。

（委託先の選定）

第5条 機構は、独立行政法人情報通信研究機構委託研究規程に定める「民間基盤型評価委員会」（以下「委員会」という。）による評価の結果をもとに、前条各号の規定に照らして、優れた提案を行い、かつ、適切な実施体制等を備えた企業等を委託先として選定し、決定する。

第3章 研究の評価

（採択評価の目的）

第6条 前条において、委員会が行う評価（以下「採択評価」という。）は、提案された研究開発課題について専門的に評価して、機構が採択するに適切か否かの判断に資することを目的とする。

（採択評価の方法）

第7条 採択評価の方法は、委員会による書面審査及びヒアリングにより行うことを原則とし、次の各号のとおり行うものとする。

- 1 ヒアリングは、提案者からプレゼンテーションを受け、内容についての質疑応答を行う形式を原則とする。なお、委員会の評価委員及び専門委員に対して、提案者等から個別に働きかけることは禁止する。
- 2 評価に当たっては、次号の事業化に関する評価をできる限り定量的に実施するため、提案者からの別表第1の項目の資料での外部委託による事業化調査結果を活用する。
- 3 具体的な評価の実施手順は、原則として次のとおりとする。
 - ア 機構は、提案者から研究開発及び事業化に関する資料の提出を求める。
 - イ 機構は、評価案を作成するため、担当評価委員、技術評価を担当する専門委員（以下「技術担当専門委員」という。）及び事業化評価を担当する専門委員（以下「事業化担当専門委員」という。）を決定し、書面審査を依頼する。なお、機構は、事業化評価の書面審査に資するため、提出された資料のうち事業化に関する部分について、できる限り定量的な事業化調査を外部委託により実施する。
 - ウ 事業化評価の書面審査の結果、基準を満たした案件については、採択評価に係るヒアリングを実施する。このヒアリングは担当評価委員、技術担当専門委員及び事業化担当専門委員が主体となり、提案者に対して実施する。
 - エ 担当評価委員は、技術担当専門委員及び事業化担当専門委員の書面審査並びにウのヒアリングの結果を踏まえ、コメントを付した評価案を取りまとめ機構に報告する。
 - オ 機構は、エの評価案を全評価委員に事前配布するとともに委員長へ委員会の開催を要請する。
 - カ 委員会は、評価案を審議し、最終的に評価を決定し、理事長に報告する。

（採択評価の基準）

第8条 採択評価の基準は、次の各号のとおりとする。

- 1 研究開発課題の基盤技術性
研究開発課題の対象となっている技術が国民生活の基盤の強化に相当程度寄与すること。なお、基盤技術性は、当該技術の影響度（実現される技術の先端性や現状技術水準と比較した性能改善等）と波及性（利用分野の広さ）を総合的に勘案して評価を行うものとする。
- 2 研究目標・計画の妥当性
研究開発課題の目標が具体的かつ明確に設定されており、その実現性が高い研究開発計画であって、かつ、実施可能なスケジュールであること。また、研究開

発内容に照らして妥当な資金計画であること。

3 研究開発体制の妥当性

研究代表者を頂点とする責任体制のもと、研究開発に取り組むための適切な体制となっていること。

4 事業化計画・体制の妥当性

ア 提案者自身によって事業化（研究開発成果を利用した製品の販売だけでなく、実施許諾等による収入の確保を含む。以下同じ。）を計画している場合又は提案者と提携する者によって事業化を計画している場合の事業化戦略について、適切な事業化の計画及びその目標を有しており、それらの戦略については、提案者の資金計画が妥当なものであること。

イ 研究開発成果を活用した事業化体制が妥当なものであること。

5 収益の期待度

ア 収益が十分に期待できる市場形成の見込みがあること。なお、現に市場が形成され、かつ、市場の成長性から判断できる収益が十分に見込める場合も同等の評価とする。

イ 競合他社との関係から、競合する製品との差別化による優位性を保つことが可能であること。

ウ 研究開発成果を活用した商品・サービスを事業化するためにビジネスパートナー（対象企業の最終商品・サービスと係わりを持つ企業等）との連携に関して妥当な計画があること。

二 前項第1号から第5号までの評価基準を踏まえて、技術評価50点、事業化評価50点を満点として、別表第2及び別表第3により採点評価を行う。

（研究開発課題の選定）

第9条 採択する研究開発課題については、研究の成果を生かした事業化により、収益が期待できる基盤技術研究開発であること、分野が重複しないこと等を前提とし、技術評価及び事業化評価のそれぞれの基準に達したものから選定する。

（事後評価の目的）

第10条 研究開発の終了時に研究開発の全期間における成果に関し、委員会による評価（以下「事後評価」という。）を行う。事後評価は、研究目標の達成状況、実用化への道筋の確立状況等について評価することを目的とする。

（事後評価の対象）

第11条 事後評価は、研究開発が終了する全ての研究開発課題を対象として、研究開発の終了後、速やかに評価を行うものとする。

(事後評価の方法)

第12条 事後評価の方法は、委員会による書面審査及びヒアリングにより行うことを原則とし、次の各号のとおり行うものとする。

1 ヒアリング及び事業化に関する評価については、第7条第1号及び第2号を準用するものとする。

2 具体的な評価の実施手順は、原則として次のとおりとする。

ア 機構は、受託者であった企業等から次条第1号の事後評価資料を提出させる。

イ 機構は、評価案を作成するため、担当評価委員、技術担当専門委員及び事業化担当委員を決定し、検討を依頼する。各委員の決定に当たっては、できる限り採択時に評価を担当した委員を充てる。なお、機構は、事後評価資料のうち事業化に関する部分について、できる限り定量的な事業化調査を外部委託により実施する。

ウ 事後評価に係るヒアリングは、担当評価委員、技術担当専門委員及び事業化担当専門委員が主体となり、受託者であった企業の研究代表者及び企業経営部門の責任者に対して実施する。

エ 担当評価委員は、技術担当専門委員及び事業化担当専門委員の書面審査並びにウのヒアリングの結果を踏まえ、コメントを付した評価案を取りまとめ、機構へ報告する。

オ 機構は、エの評価案を全評価委員に送付し委員長に委員会の開催を要請する。

カ 委員会は、評価案を審議し、最終的に評価を決定し、理事長へ報告する。

(事後評価の指針)

第13条 事後評価の個別指針は、次の各号のとおりとする。

1 事後評価資料

機構は、委託先であった企業等から研究開発成果及び今後の研究・事業化指針等を取りまとめた次の事項を記載した資料の提出を求める。

ア 目標の達成度

イ 技術成果

ウ 事業化計画・戦略

エ 事業化体制

オ 研究開発成果が活用できる市場（市場規模、市場成長性等）

カ 研究開発成果の魅力度（国内・国際競争力等）

キ 事業化に有効な知的財産の取得状況（抵触特許の有無を含む。）

ク 事業化にあたってのビジネスパートナーとの連携計画

ケ 事業化に向けた資金計画

コ その他

2 研究開発課題の成果の確認

第1号の事後評価資料をもとに、出来る限り採択時の担当委員が検討し、それらの結果について評価表にまとめるものとする。

3 評価項目は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

4 評価は、技術評価50点、事業化評価50点満点として行う。

(事後評価に基づく措置等)

第14条 委員会は、事後評価結果をもとに、事業化に向けてのサポートの必要性等を機構に指示するものとする。機構は、事後評価に参画し、及び当該評価結果を委託先へ通知するとともに実用化への道筋の方向性を精査・アドバイスし、事業化に向けたサポートを図るものとする。

二 技術評価及び事業化評価の合計点で別表第6のBランク以下の評価結果となった場合は、委員会は受託者に対し未達成に係る挙証責任を追及し、これを公表することとする。

三 機構は、事後評価終了後、定期的にヒアリング等による追跡調査により、事業化の進捗状況の把握・分析等を行い、本委託業務の適正な運営（研究開発課題の選定を含む。）に反映するものとする。

(再実施計画評価の目的)

第15条 事後評価終了後、特別の事情により、受託者が研究開発の一部を再実施（以下「再実施」という。）したいときは、受託者は再実施に係る研究開発計画（以下「再実施計画」という。）を提案し、委員会による評価（以下「再実施計画評価」という。）を受けるものとする。ただし、再実施計画の内容が委託契約で定める実施計画の内容と同一又は類似のものであると認められる場合は、この限りではない。

二 再実施計画評価は、再実施計画を専門的に評価し、機構が受託者に当該研究開発を再実施させることが適切か否かの判断に資することを目的とする。

(再実施計画評価の方法)

第16条 再実施計画評価の方法は、書面審査及びヒアリングにより行うことを原則とし、次の各号のとおり行うものとする。

1 ヒアリングについては、第7条第1号を準用するものとする。

2 具体的な評価の実施手順は、原則として次のとおりとする。

ア 機構は、受託者から再実施に関する資料の提出を求める。

- イ 機構は、評価案を作成するため、担当評価委員及び技術担当専門委員を決定し、検討を依頼する。各委員の決定に当たっては、できる限り採択時に評価を担当した委員を充てる。
- ウ 再実施計画評価に係るヒアリングは、担当評価委員及び技術担当専門委員が主体となり、受託者に対して実施する。
- エ 技術担当専門委員は、ウのヒアリングを踏まえ、再実施計画評価の結果に関するコメントを担当の評価委員に報告する。
- オ 担当の評価委員は、エのコメントを踏まえた評価案を作成する。
- カ 委員会は、評価案を審議し、再実施計画の適否及び変更を含め評価を決定し、理事長に報告する。
- キ 機構は、評価に改善指摘事項がある場合、受託者に対処を請求する。
- ク 機構は、受託者の対処を加えた改正評価案を取りまとめ、全評価委員に送付するとともに委員長に委員会の開催を要請する。
- ケ 委員会は、改正評価案を文書審議し、改善等を行うことを条件として再実施計画が適切か否かの評価を決定し、理事長へ報告する。

(再実施計画評価の基準)

第17条 再実施計画評価の基準は、次の各号のとおりとする。

1 研究目標・計画の妥当性

- ア 再実施する研究開発の目標が具体的かつ明確に設定されていること。
- イ 当該目標の実現性が高い再実施計画であって、かつ、実施可能なスケジュールであること。
- ウ 再実施計画の実施により、第12条第2号カの評価と同等の評価が得られると見込まれること。

2 研究開発体制の妥当性

研究代表者を頂点とする責任体制のもと、研究開発に取り組むための適切な体制となっていること。

二 前項第1号及び第2号の評価基準を踏まえて、30点を満点として、別表第7により採点評価を行う。

(再実施計画の不適の評価又は変更)

第18条 委員会は、再実施計画評価において別表第8のBランク以下の評価結果となった再実施計画について不適の評価を決定する。

二 前項の規定にかかわらず、評価結果がBランクである再実施計画については、改善指摘事項に対する改善等を行うことにより、再実施計画評価基準に達することが

委員会において確認された場合、その改善等を行うことを条件として、適の評価を決定することができる。

(再実施計画事後評価の目的)

第19条 委員会は、再実施計画を実施した成果に関し、評価（以下「再実施計画事後評価」という。）を行う。

二 再実施計画事後評価は、研究目標の達成状況等について評価することを目的とする。

(再実施計画事後評価の方法)

第20条 再実施計画事後評価の方法は、書面審査及びヒアリングにより行うことを原則とし、次の各号のとおり行うものとする。

1 ヒアリングについては、第7条第1号を準用するものとする。

2 具体的な評価の実施手順は、原則として次のとおりとする。

ア 機構は、受託者から次条第1号の再実施計画事後評価資料を提出させる。

イ 機構は、評価案を作成するため、担当評価委員及び技術担当専門委員を決定し、検討を依頼する。各委員の決定に当たっては、できる限り採択時に評価を担当した委員を充てる。

ウ 再実施計画事後評価に係るヒアリングは、担当評価委員及び技術担当専門委員が主体となり、受託者の研究代表者及び企業経営部門の責任者に対して実施する。

エ 技術担当専門委員は、ウのヒアリングを踏まえ、再実施計画事後評価の結果に関するコメントを担当の評価委員に報告する。

オ 担当の評価委員は、エのコメントを踏まえた評価案を作成する。

カ 委員会は、評価案を審議し、再実施の成果の適否及び変更を含め評価を決定し、理事長に報告する。

キ 機構は、評価に改善指摘事項がある場合、受託者に対処を請求する。

ク 機構は、受託者の対処を加えた改正評価案を取りまとめ、全評価委員に送付するとともに委員長に委員会の開催を要請する。

ケ 委員会は、改正評価案を文書審議し、改善等を行うことを条件として再実施するか否かの評価を決定し、理事長へ報告する。

(再実施計画事後評価の指針)

第21条 再実施計画事後評価の個別指針は、次の各号のとおりとする。

1 再実施計画事後評価資料

機構は、受託者から研究開発成果を取りまとめた次の事項を記載した資料の提

出を求める。

ア 目標の達成度

イ 技術成果

ウ イの技術成果が他の研究開発項目に与える影響

エ その他

2 再実施計画の成果の確認

第1号の再実施計画事後評価資料をもとに、出来る限り採択時の担当委員が検討し、それらの成果について評価表にまとめるものとする。

3 評価項目は、別表第9のとおりとする。

4 評価は、50点を満点として、別表第7により採点評価を行う。

(再実施計画事後評価に基づく措置等)

第22条 機構は、再実施計画事後評価結果を受託者へ通知するものとする。

二 委員会は、再実施計画事後評価の評価点で別表第10のBランク以下の評価結果となった再実施計画について、受託者に対し未達成に係る挙証責任を追及し、これを公表することとする。

三 機構は、再実施計画事後評価終了後、定期的にヒアリング等による追跡調査により、事業化の進捗状況の把握・分析等を行うものとする。

第4章 評価結果の公表等

(評価結果の公表等)

第23条 採択された研究開発課題の全ての評価結果は、企業秘密等に配慮した上で、公表するものとする。

二 不採択となった研究開発課題の採択評価の結果は、提案者に通知するものとする。

(評価ルール等の公表)

第24条 評価委員会の構成及び評価基準(別表第2から別表第10)は、あらかじめ公表するものとする。

附 則

一 この細則は、平成20年2月14日から施行する。

二 独立行政法人情報通信研究機構民間基盤型委託研究に係る地域中小企業・ベンチャー重点支援型実施細則(05細則第38号)及び独立行政法人情報通信研究機構民間基盤型委託研究に係る一般型実施細則(05細則第37号)は、廃止する。

三 この細則の施行前に採択された研究開発課題の中間評価及び事後評価については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 5 月 8 日）
この細則は、平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

別表第1（第7条関係）

資料の項目

- 1 事業化計画・体制
 - (1) 事業化計画・戦略
事業化に向けた計画
 - (2) 事業化に向けた資金計画
 - (3) 事業化体制
- 2 研究開発成果の魅力度
 - (1) 商品・サービスの内容
 - (2) 研究開発成果の市場性
 - (3) 研究開発した技術の波及効果予測
 - (4) 研究開発成果の魅力度
- 3 収益の期待度
 - (1) 商品・サービス毎の売上及び収益予測等
 - (2) 売上高、総原価、収益、寄与割合等の詳細
 - (3) 総収益予測等
 - (4) 事業化に向けたビジネスパートナーとの連携の計画

別表第 2（第 8 条、第 9 条関係）

採択評価（技術関係）の評価項目及び配点基準

項 目	評 価	配点
研究開発課題の基盤技術性	I：優れている（非常に基盤技術性の大きい研究開発課題である）	20
	II：妥当である（基盤技術性は妥当である）	14
	III：許容できる（許容できる基盤技術性である）	7
	IV：評価に値しない（基盤技術性が小さい）	0
研究目標・計画の妥当性	I：優れている（非常に優れた目標・計画である）	15
	II：妥当である（目標・計画は妥当である）	10
	III：許容できる（許容できる目標・計画である）	5
	IV：評価に値しない（目標・計画が不適當である）	0
研究開発体制の妥当性	I：優れている（非常に優れた研究体制である）	15
	II：妥当である（研究体制は妥当である）	10
	III：許容できる（許容できる研究体制である）	5
	IV：評価に値しない（研究体制が不適當である）	0

注）第 9 条の「技術評価の基準」は、各評価項目の合計点が 33 点とする。

別表第3（第7条、第8条、第9条関係）

採択評価（事業化関係）の評価項目及び配点基準

項目	小項目	評価内容	配点
事業化計画・体制	事業化計画（戦略）の妥当性	I：優れている（事業化計画、資金計画などから事業化計画（戦略）は十分）	15
		II：妥当である（事業化計画、資金計画などから事業化計画（戦略）は妥当）	10
		III：努力が必要（事業化計画、資金計画などから事業化計画（戦略）は許容できる範囲にある）	5
		IV：評価に値しない（事業化計画（戦略）がない）	0
	事業化体制の妥当性	I：優れている（事業化の体制などから事業化体制は十分）	15
		II：妥当である（事業化の体制などから事業化体制は妥当）	10
		III：努力が必要（事業化の体制などから事業化体制は許容出来る範囲にある）	5
		IV：評価に値しない（事業化体制が検討されていない）	0
収益の期待度	収益の期待度（納付の妥当性）	I：優れている（委託予定金額以上の納付の可能性が高い）	15
		II：妥当である（委託予定金額以上の納付の可能性はある）	11
		III：妥当でない（一定の金額の納付の可能性はある）	5
		IV：評価に値しない（納付の可能性がない）	0
	ビジネスパートナーとの連携の確実性	I：優れている（事業化する上で適切なビジネスパートナーと連携する計画が優れている）	5
		II：妥当である（事業化する上で適切なビジネスパートナーと連携する計画がある）	3
		III：評価に値しない（事業化する上でビジネスパートナーと連携する計画がない）	0

注1 第7条の「事業化評価の基準」は、各評価項目の合計点が25点とする。なお、過去に採択された案件を有する応募者については、応募の前年度までの納付額が、事後評価時に算定した売上納付額（平成15年度以前に採択した案件については収益納付額）を納付率で除した金額の30%に満たない場合は、事業化評価の総得点から10点を減ずることとする。

注2 第9条の「事業化評価の基準」は、収益の期待度が14点以上で、かつ各評価項目の合計点が33点とする。なお、過去に採択された案件を有する応募者については、応募の前年度までの納付額が、事後評価時に算定した売上納付額（平成15年度以前に採択した案件については収益納付額）を納付率で除した金額の30%に満たない場合は、事業化評価の総得点から10点を減ずることとする。

別表第4（第13条関係）

事後評価（技術関係）の評価項目及び配点基準

項目	小項目	評価	配点
目標の達成度		I：優れている（十分に目標を達成している）	20
		II：妥当である（目標をほぼ達成している）	14
		III：努力が必要（部分的には目標を達成している）	7
		IV：評価に値しない（目標を達成していない）	0
研究開発成果	研究開発成果	I：優れている（非常に優れた研究開発成果である）	15
		II：妥当である（研究開発成果は妥当である）	10
		III：努力が必要（許容できる研究開発成果である）	5
		IV：評価に値しない（研究開発成果が少ない）	0
	費用対効果から見た研究開発成果	I：優れている（成果の費用対効果は優れている）	15
		II：妥当である（成果の費用対効果は妥当である）	10
		III：努力が必要（成果の費用対効果は許容できる）	5
		IV：評価に値しない（成果の費用対効果は低い）	0

別表第5（第13条関係）

事後評価（事業化術関係）の評価項目及び配点基準

項目	小項目	評価内容	配点
事業化計画・体制	事業化計画（戦略）の妥当性	I：優れている（事業化計画、資金計画などから事業化計画（戦略）は十分）	15
		II：妥当である（事業化計画、資金計画などから事業化計画（戦略）は妥当）	10
		III：努力が必要（事業化計画（戦略）に改善等、努力が必要である）	5
		IV：評価に値しない（事業化計画（戦略）がない）	0
	事業化体制の妥当性	I：優れている（事業化の体制などから事業化体制は十分）	15
		II：妥当である（事業化の体制などから事業化体制は妥当）	10
		III：努力が必要（事業化体制に改善等、努力が必要である）	5
		IV：評価に値しない（事業化体制が検討できない）	0
収益の期待度	収益の期待度（納付の妥当性）	I：優れている（委託契約金額以上の納付の可能性が高い）	15
		II：妥当である（委託契約金額以上の納付の可能性の可能性がある）	11
		III：努力が必要（一定の金額の納付の可能性はある）	5
		IV：評価に値しない（納付の可能性がない）	0
	ビジネスパートナーとの連携の確実性	I：優れている（事業化する上で適切なビジネスパートナーと連携する計画が優れている）	5
		II：妥当である（事業化する上で適切なビジネスパートナーと連携する計画がある）	3
		III：評価に値しない（事業化する上でビジネスパートナーと連携する計画がない）	0

別表第6（第14条関係）

評価のランク基準

評価のランク	A	B	C
技術評価と事業化 評価の合計（点）	100～66	65～33	32～0

別表第7（第17条関係）

再実施計画評価の評価項目及び配点基準

項目	評価内容	配点
研究目標・計画 の妥当性	I：優れている（非常に優れた目標・計画である）	15
	II：妥当である（目標・計画は妥当である）	10
	III：許容できる（許容できる目標・計画である）	5
	IV：評価に値しない（目標・計画が不適當である）	0
研究開発体制の 妥当性	I：優れている（非常に優れた研究体制である）	15
	II：妥当である（研究体制は妥当である）	10
	III：許容できる（許容できる研究体制である）	5
	IV：評価に値しない（研究体制が不適當である）	0

注）第18条第二項の「再実施計画評価基準」は、各項目の合計点が20点とする。

別表第 8 (第 1 8 条関係)

評価のランク基準

評価のランク	A	B	C
評価項目の合計 (点)	3 0 ~ 2 0	1 9 ~ 1 0	9 ~ 0

別表第9（第21条関係）

再実施計画事後評価の評価項目及び配点基準

項目	小項目	評価内容	配点	
目標の達成度		I：優れている（十分に目標を達成している）	15	
		II：妥当である（目標をほぼ達成している）	10	
		III：努力が必要（部分的には目標を達成している）	5	
		IV：評価に値しない（目標を達成していない）	0	
研究開発成果	研究開発成果	I：優れている（非常に優れた研究開発成果である）	15	
		II：妥当である（研究開発成果は妥当である）	10	
		III：努力が必要（許容できる研究開発成果である）	5	
		IV：評価に値しない（研究開発成果が少ない）	0	
	他の研究開発項目に与える影響		I：優れている（好影響を与える）	20
			II：妥当である（影響はない）	14
			III：努力が必要（部分的には悪影響を与えるが許容できる）	7
			IV：評価に値しない（許容できない悪影響が認められる）	0

別表第10（第22条関係）

評価のランク基準

評価のランク	A	B	C
評価項目の合計 （点）	50～33	32～17	16～0